

○周南公立大学学則（案）

（令和4年4月1日規程第1－3号）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 学年、学期及び休業日
- 第3章 修業年限及び在学期間
- 第4章 入学
- 第5章 教育課程、履修方法及び単位の認定
- 第6章 休学、復学、留学、退学及び除籍
- 第7章 卒業、学位及び資格
- 第8章 賞罰
- 第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生
- 第10章 授業料等の徴収
- 第11章 厚生及び保健施設
- 第12章 地域貢献
- 第13章 雑則

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 周南公立大学（以下「本学」という。）は、周南地域における知の拠点として、公正な社会観と正しい倫理観の確立を基にした「知・徳・体」一体の全人教育を通して総合的かつ専門的な知識、学術を教授研究し、世界的視野と広く豊かな教養を有し、地域に新たな価値を創造する人材を育成するとともに、地域との連携を深め、地域の政策課題の解決や活力豊かなまちづくりの実現に寄与するなどその教育研究成果を広く社会に還元することで、地域社会及び産業の持続的な振興、発展に貢献することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上によって本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表

するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う。

- 2 本学は、前項で定める自己点検及び評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。
- 3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

（学部、学科及び目的）

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

学部	学科
経済経営学部	経済経営学科
人間健康科学部	スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科
情報科学部	情報科学科

- 2 前項に規定する学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済経営学部	経済経営学科	160 人	640 人
人間健康科学部	スポーツ健康科学科	80 人	320 人
	看護学科	80 人	320 人
	福祉学科	60 人	240 人
情報科学部	情報科学科	100 人	400 人
合計		480 人	1,920 人

- 3 第 1 項に規定する学部の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 経済経営学部は、経済と経営の視点から地域社会の問題の分析を行い、その解決について提言・実行できる、地域社会の礎となる人材を育成することを目的とする。
 - (2) 人間健康科学部は、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に多様な健康状態にある人に相応しい健康で幸福な、豊かな生活（well-being）をすごすための環境と方法を当事者ととともに創造できるスポーツ健康科学・看護学・福祉学分野の専門職者を育成することを目的とする。
 - (3) 情報科学部は、地域のスマート化による地方創生や地域企業のイノ

ベーションをリードするために、さまざまなビッグデータを AI・データサイエンスによって知識化し、IoT などの情報技術を使って自動化・高度化することのできる DX 人材を育成することを目的とする。

(職員)

第 4 条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員の職務等については、別に定める。

(教授会)

第 5 条 本学の学部に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 6 条 本学に、法人及び大学の事務を処理するため事務局その他事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 8 条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第 1 クォーター、後半を第 2 クォーター、後期の前半を第 3 クォーター、後半を第 4 クォーターとする。

(休業日)

第 9 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休

日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号までの休業の期間については、年度ごとに学長が定める。

3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日を休業日でない日にし、又は休業日でない日を休業日にすることができる。

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第10条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第11条 学生の在学期間は、8年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定により入学した者（以下「編入学した者」という。）は、在学すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、第19条の規定により入学した者（以下「再入学した者」という。）は、再入学前の在学期間を加えて、通算で8年を超えて在学することはできない。

第4章 入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認められる場合は、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第13条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれ

に準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
(入学の志願)

第14条 本学に入学を志望する者は、所定の期日までに必要書類を添えて入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第16条 前条の規定による合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に学長の定める入学の手続を完了しなければならない。

(入学許可)

第17条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者について入学を許可する。

(編入学)

第18条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願

するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 修業年限4年以上の大学において、第2年次以上に在学する者で62単位以上を修得している者、又は2年以上在学した者で大学において62単位以上を修得した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る。）を修了した者
- (6) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

2 第14条から前条までの規定は、前項の規定により編入学しようとする者に準用する。

（転学部・転学科）

第18条の2 学長は、他の学部転学部又は同一学部の他の学科に転学科しようとする者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

（再入学）

第19条 学長は、第34条の規定により退学を許可された者が再入学を願い出たときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

（再入学の場合の取扱い）

第20条 前条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 教育課程、履修方法及び単位の認定

（教育課程の編成方針）

第 21 条 学長は、本学、学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育課程の編成方法)

第 22 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 各授業科目、その配当年次及び単位数並びに履修方法等については、別に定める。

(授業方法)

第 23 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

(単位)

第 24 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学の定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学の定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修)

第 25 条 学生は、第 22 条第 2 項の規定により定められた履修方法に従い履修しなければならない。

2 学長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第 26 条 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に、所定の単位を与える。

2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

3 試験及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 27 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学等を含む。次条第 1 項及び第 44 条第 1 項において同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生及び同条第 2 項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った高等学校の専攻科の課程、高等専門学校課程若しくは専修学校の専門課程における学修で本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 28 条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 29 条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学した後に行った第 27 条第 2 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学以外での学修による単位認定等の上限)

第 30 条 前 3 条の規定により本学において修得したものとみなすことので

きる単位数及び与えることのできる単位数の合計は、60 単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が編入学した者である場合は、第 27 条の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び与えることのできる単位数の合計は 62 単位とし、前 2 条の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び与えることのできる単位数の合計は 30 単位を超えないものとする。

第 6 章 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 31 条 学長は、病気又はやむを得ない事由によって引き続き 3 月以上修学することができない学生が休学を願い出たときは、これを許可することができる。

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、疾病のため学修が不相当と認められた者に対して、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、編入学した者にあつては通算して 2 年を、再入学した者にあつては学長が定めた在学すべき年数と同じ年数を通算して超えることができないものとする。
- 4 休学期間は、第 11 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 32 条 学長は、前条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、本人の願い出により、復学を許可することができる。

(派遣留学)

第 33 条 学長は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願する学生について、当該外国の大学又は短期大学との協議に基づき、留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 10 条に定める修業年限に算入することができる。

(退学)

第 34 条 学長は、病気その他やむを得ない事由によって、学生が退学を願

い出たときは、これを許可することができる。

(除籍)

第 35 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍にすることができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (2) 第 11 条に定める最長の在学期間を満了しても卒業できない者
- (3) 第 31 条第 3 項に定める最長の休学期間を休学し、なお修学できない者
- (4) 死亡し、又は行方不明になった者

第 7 章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第 36 条 本学に 4 年（編入学した者については 2 年とし、再入学した者については第 20 条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目の履修によって所定の単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、所定の科目を特別に優秀な成績で修得したと認められる者（編入学者を除く。）については、教授会の意見を聴き、3 年以上の在学で卒業を認定することができる。その取扱いについては、別に定める。

3 卒業の時期は、前期又は後期の終わりとする。

(学位)

第 37 条 学長は、前条の規定により卒業を認定された者に対して、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
経済経営学部	経済経営学科	学士（経済経営学）
人間健康科学部	スポーツ健康科学科	学士（スポーツ健康科学）
	看護学科	学士（看護学）
	福祉学科	学士（社会福祉学）
情報科学部	情報科学科	学士（情報科学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第 38 条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める単位を修得しなければならない。

- 2 前項に定める単位の科目の履修については、別に定める。
- 3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類及び教科
経済経営学部	経済経営学科	中学校教諭 一種免許状 社会
		高等学校教諭 一種免許状 地理歴史
		高等学校教諭 一種免許状 公民
		高等学校教諭 一種免許状 商業
人間健康科学部	スポーツ健康科学科	中学校教諭 一種免許状 保健体育
		高等学校教諭 一種免許状 保健体育
情報科学部	情報科学科	高等学校教諭 一種免許状 情報

(履修方法等の規定)

第 39 条 この学則に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 学長は、学力優秀その他模範とするに足る行為のあった者について、これを表彰することができる。

(懲戒)

第 41 条 学長は、学生が本学の学則その他諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒とすることができる。

- 2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他著しく学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(教育的措置)

第 42 条 学長は、前条第 2 項に規定する懲戒のほか、口頭又は文書による
 厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

第 9 章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 43 条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち 1 又は複
 数の授業科目の履修を願い出たものについては、教育研究に支障のない範
 囲において、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関して単位の認定その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 44 条 学長は、他の大学、短期大学又は高等専門学校で、本学の
 授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他の大学等との協議に
 基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生は、試験を受けることができる。

3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 前 3 項に定めるもののほか特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定め
 る。

(外国人留学生)

第 45 条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、
 本学に入学を希望するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴
 いてこれを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第 46 条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第 11 章 厚生及び保健施設

(施設)

第 47 条 本学に、厚生及び保健に関する諸施設を設ける。

2 厚生及び保健に関する諸施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 地域貢献

(地域貢献)

第 48 条 本学における教育研究成果の普及及び活用によって地域社会の発展に寄与するため、公開講座の開設等、大学開放に係る事業を行うものとする。

2 前項の地域貢献に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 雑則

(その他)

第 49 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。ただし、第 24 条第 1 号及び同条第 2 号については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
経済学部	現代経済学科	240人	160人	80人	令和6年度 から募集停 止
	ビジネス戦略学科	450人	300人	150人	
福祉情報学部	人間コミュニケーション学科	150人	100人	50人	
経済経営学部	経済経営学科	160人	320人	480人	
人間健康科学部	スポーツ健康科学科	80人	160人	240人	
	看護学科	80人	160人	240人	
	福祉学科	60人	120人	180人	
情報科学部	情報科学科	100人	200人	300人	
合計		1,320人	1,520人	1,720人	

周南公立大学履修規程（案）

（令和×年×月×日規程第×－×号）

（趣旨）

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年4月1日規程第1－3号。以下「学則」という。）第22条第2項、第26条第3項、第36条及び第38条第2項の規定に基づき、授業科目及びその単位数並びに履修方法その他履修に関して必要な事項を定める。

（授業科目及び単位数）

第2条 本学における授業科目は、総合科目及び専門科目とする。

2 学則第22条第1項に基づき、前項の科目をそれぞれ次の各号により分ける。

（1）必修科目 当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目をいう。

（2）選択科目 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目をいう（選択必修科目、主学科選択科目、選択科目、自由選択科目など）。

（3）自由科目 第3条にかかる授業科目を履修する場合又は卒業に必要な単位数を超えたことなどにより、単位を認定できるが、卒業要件に算入しないこととなる科目をいう。

3 授業科目、科目区分及び単位数は、別表第1に定める。

（教育職員免許状の取得にかかる授業科目及び単位数）

第3条 学則第38条に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者の授業科目及び単位数については、別表第2に定める。

（外国人留学生に対する開講科目）

第4条 総合科目に、学則第45条の規定に基づき入学した外国人留学生のみ履修することができる科目を設け、その授業科目、科目区分及び単位数については別表第1に定める。

（授業期間及び授業時間）

第5条 授業期間は、前期及び後期の学期（セメスター）制とする。但し、情報科学部については、各学期を2分割した4学期によるクォータ

一制とする。

2 授業科目によっては、夏期、冬期及び春期休業期間に集中して実施する場合がある。

3 授業時間は 90 分をもって 1 時限とし、次の時間割とする。

1 時限 9:00～10:30

2 時限 10:40～12:10

3 時限 13:00～14:30

4 時限 14:40～16:10

5 時限 16:20～17:50

6 時限 18:00～19:30

4 学外における実習等の授業時間については、授業担当教員により別に定める。

(授業の方法)

第 6 条 授業は学生を登校させ、教室等で対面により実施する方法を原則とする。

2 学則第 23 条第 2 項に規定する当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる方法（以下「遠隔授業」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) オンライン型 インターネット会議システムを使った双方向の授業で、本来の時間割の時間にオンタイムで行うもの。

(2) オンデマンド型 あらかじめ教材又は課題を用意しておき、期限を設定して、学生が随時アクセスして学修を進め、課題提出をもって出席とみなすもの。

3 前項の遠隔方法は、感染症拡大防止対策として有効とされる場合のほか、対面で行う授業と同等以上の教育効果を有すると判断される場合に、教学マネジメント委員会の議を経て実施されるものとする。

4 学則第 23 条第 3 項に規定する 60 単位（上限）は、半分を超える授業回数（授業時間）を遠隔授業により実施する授業科目を対象とする。なお、他大学等で修得した授業科目を本学で修得したとみなす場合に当該科目が遠隔授業で実施されている場合も同様とする。

5 一部の学生が、交通機関の運行停止その他の事情により登校すること

ができない場合又は第7条による合理的配慮を必要とする場合は、対面で実施している授業を、インターネット会議システムを使ってオンラインで同時に配信する方法（ハイフレックス型）で授業を実施することができる。

（授業における合理的配慮）

第7条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者への授業の実施にあたっては、周南公立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（令和4年10月26日規程第5-5号）第6条及び第7条に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供に努めなければならない。

2 前項においては、学生が授業の方法において特別な支援を希望し、合理的理由があると認められる場合も同様とする。

（卒業に必要な単位数）

第8条 学則第36条第1項に規定する所定の単位以上を修得した者とは、卒業までに次の各号による授業科目について卒業要件単位以上を修得し、かつ、在学期間中に原則として2週間以上の企業実習に参加した者とする。

（1）総合科目 人間形成と個性伸長のための科目群、地域の持続的発展と価値創造のための科目群、リベラルアーツ科目群及びリテラシー科目群の4群について、別表第1に示す所定の必修科目と各群の最低履修単位以上を修得すること。

（2）専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて、別表第1に示すとおり、各学部学科の卒業要件単位以上をそれぞれ修得すること。

（履修登録）

第9条 学生は、自らの学修計画に基づき、当該年度に履修する科目を登録しなければならない。ただし、各学期の初めに設けられた履修変更期間内に限り、履修取消及び変更を行うことができる。

（履修の制限）

第10条 次の各号のいずれかに該当する授業科目は、その履修を認めな

い。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目（ただし、資格取得に必要な授業科目であり、重複履修が認められた場合を除く。）
- (4) 上位の年次に配当している業科目
(履修の上限)

第 11 条 各年次において履修できる単位数は、48 単位までとする。

- 2 教育課程履修者、人間健康科学部看護学科及び年間の GPA (Grade Point Average) が 3.5 以上の学生は、第 1 項に定める単位数を越えて履修することができる。

(休講)

第 12 条 休講とは、学校行事、交通機関の運行停止、自然災害及び授業担当教員の事由により授業を行わない場合をいう。

- 2 休講は、休講日の 1 週間前までに学生に周知することを原則とする。
また、休講の周知がなく、授業開始後 30 分を経過してもなお講義が始まらない場合は、休講とする。
- 3 第 1 項において、交通機関の運行停止及び自然災害の場合に休講とする基準は、次の各号のとおりとする。
 - (1) JR 山陽本線（広島～下関間）及び防長バスの運行が全面停止になった場合。
 - (2) 山口県全域に暴風警報又は周南地域に大雨・大雪などの特別警報が発令された場合。
- 4 前項各号のいずれかの事由が午前 7 時の段階で発生している場合は午前中の授業を休講とし、午前 10 時の段階で継続している場合は午後の授業もすべて休講とし、授業開始後に発生した場合はその後に開始される授業を休講とする。ただし、前項各号のいずれかの事由の発生が予測できる場合は、前日などに休講を決定することがある。
- 5 第 4 項に該当しない自然災害（地震など）又はその他の重大な事由が発生した場合の休講については、その都度決定する。

- 6 休講があった場合は、原則として補講を行う。
- 7 交通機関の運行停止や自然災害の場合に休講とせず、第6条で規定する遠隔授業により授業を実施することを妨げない。この場合、遠隔授業の実施にかかる教学マネジメント委員会の承認は不要とする。

(欠席)

第13条 病気その他やむを得ない事情で授業を欠席する(欠席した)場合は、学務課に必要書類(診断書等事由を証明するもの)を持参し、発行を受けた欠席届を授業の担当教員に提出しなければならない。ただし欠席の取扱いは担当教員の判断による。

- 2 次の各号の事由による欠席は公欠扱い(学生に不利益とならない対応)とする。

- (1) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合。

- (2) 裁判員・被害者・証人としての出廷(被疑者・被告人として逮捕起訴された場合を除く)。

(試験)

第14条 学則第26条第1項の試験は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期試験 原則として、各学期末に行う。

- (2) 追試験 公共交通機関の運航停止や遅延、病気・けが、感染症及び裁判所への出廷等やむを得ない事由により、前号の試験を受験できなかった者について、1回限り行う。

- (3) 再試験 前2号の試験を受験した学生に対し、担当教員が必要と認める場合に行われるもの。

- 2 試験時間は原則として60分とし、次の時間割を標準とする。

1 時限 9:00～10:00

2 時限 10:20～11:20

3 時限 12:20～13:20

4 時限 13:40～14:40

5 時限 15:00～16:00

6 時限 16:20～17:20

- 3 第1項の試験は、筆記、口述、論文（レポート）などの課題提出、実技、実習等の方法により行う。なお、平素の授業における成績等をもって、試験とすることができる。
- 4 定期試験を受けるには、原則としてその授業科目の授業時間数の3分の2以上出席をしていなければならない。
- 5 定期試験、追試験及び再試験について必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）

第15条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項にかかわらず、平成29年度以前の入学生にかかる成績の評価は、優・良・可・不可の4段階とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。
- 3 試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。
- 4 試験において不正行為を行った場合の取扱いについては、別に定める。
- 5 学業成績を総合的に判断する指標として、GPAを用いる。この場合、GPAの算定基準及び算定式は以下のとおりとする。

（1）算定基準

評価	秀	優	良	可	不可	認定
英語表記	S	A	B	C	D	N
GP値	4	3	2	1	0	—
点数	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下	単位認定

（2）算定式

$$\text{GPA値} = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{当該科目の評価のGP値})] \text{の総和}}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

※ 「認定科目」及び「教職に関する科目」は除き、小数点第二位を四捨五入する。

（成績評価基準の明示等）

第16条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 前2項に変更が生じた場合は速やかに明示する。
- 4 成績の評価にあつては、学生に対し異議の申立ての機会を与えなければならない。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、学務課が行う。

(雑則)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、教学マネジメント推進室の議を経て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条において、令和3年度以前に入学した経済学部にも所属する学生は、次の各号により授業科目を履修し、卒業までに124単位以上を修得しなければならない。

(1) 令和3年度入学生

ア 総合科目 EQ教育系、人文系、社会系、自然系、外国語系、保健体育系、情報系及びキャリア教育(総合)系の8系列について、所定の必修科目と各系の最低履修単位を含めて30単位以上修得すること。

イ 専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて70単位以上修得すること。

(2) 令和2年度以前の入学生

ア 総合科目 EQ教育系、人文系、社会系、自然系、外国語系、保健体育系、情報系及びキャリア教育(総合)系の8系列について、所定の必修科目と各系の最低履修単位を含めて30単位以上修得すること。

イ 専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて 66 単位以上修得すること。

3 第 5 条において、令和 3 年度以前に入学した福祉情報学部にも所属する学生は、次の各号により授業科目を履修し、卒業までに 124 単位以上を修得しなければならない。

(1) 総合科目 EQ 教育系、人文系、社会系、自然系、外国語系、保健体育系、情報系及びキャリア教育（総合）系の 8 系列について、所定の必修科目と各系の最低履修単位を含め 30 単位以上修得すること。

(2) 専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて 66 単位以上修得すること。

4 第 13 条第 5 項において、平成 29 年度以前の入学生の GPA の算定基準は次のとおりとする。

評価	優	良	可	不可	認定
英語表記	A	B	C	D	N
GP 値	4	3	1	0	—
点数	100～80	79～70	69～60	59 以下	単位認定

人間健康科学部スポーツ健康科学科

(1)総合科目

人間形成と個性伸長のための科目群から5単位以上、地域の持続的発展と価値創造のための科目群から2単位以上、リベラルアーツ科目群から4単位以上、リテラシー科目群から16単位以上修得すること。

系列	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
総合科目	人間形成と個性伸長のための科目群	周南 Well-being 創生入門	2		
		周南 Well-being 創生論	2		
		持続可能な社会とダイバーシティ		2	
		教養スポーツ実習Ⅰ	1		
		教養スポーツ実習Ⅱ		1	
		健康とスポーツ		2	
		自然災害と防災		1	
		地域ゼミ		2	
		社会福祉調査法入門		2	
		周南地域文化講座		2	
	地域の持続的発展のための科目群	周南地域と産業		2	
		ワークショップデザインⅠ		2	
		ワークショップデザインⅡ		2	
		ワークショップデザインⅢ		2	
		哲学		2	
		日本史Ⅰ		2	
		日本史Ⅱ		2	
		外国史Ⅰ		2	
		外国史Ⅱ		2	
		日本国憲法		2	
	リベラルアーツ科目群	心理学Ⅰ		2	
		心理学Ⅱ		2	
		社会学		2	
		数学		2	
		中国語Ⅰ		2	
		中国語Ⅱ		2	
		韓国語Ⅰ		2	
		韓国語Ⅱ		2	
		ドイツ語Ⅰ		2	
		ドイツ語Ⅱ		2	
リテラシー科目群	教養ゼミ	2			
	アカデミックライティング		2		
	情報リテラシー	2			
	データサイエンス入門	2			
	総合英語初級Ⅰ	1			
	総合英語初級Ⅱ	1			
	総合英語初中級Ⅰ	1			
	総合英語初中級Ⅱ	1			
	総合英語中上級Ⅰ		1		
	総合英語中上級Ⅱ		1		
英会話初級Ⅰ	1				
英会話初級Ⅱ	1				
留学英語		1			
グローバル英語		2			
キャリア形成活動Ⅰ	2				
キャリア形成活動Ⅱ	2				

(2)専門科目

専門基礎科目のうち、基盤科目から必修を含む14単位以上、基礎科目から18単位以上修得すること。専門科目のうち、応用科目については身体活動と健康に関する科目群から10単位以上、アスリートサポートに関する科目群から14単位以上、社会とスポーツに関する科目群から12単位以上修得すること。また地域共創型演習・実習科目から3単位以上、実技科目から6単位以上、演習科目から8単位以上修得すること。

系列	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
専門基礎科目	基盤科目	人間と健康	2		
		解剖学	2		
		生理学	2		
		内科学	2		
		栄養学	2		
		公衆衛生学		2	
		機能解剖学Ⅰ(総論、体幹)		2	
		機能解剖学Ⅰ(上肢、下肢)		2	
		救急処置法		2	
		スポーツ医学		2	
	基礎科目	健康医学	2		
		体力トレーニング論	2		
		スポーツバイオメカニクス	2		
		運動生理学	2		
		発育発達論	2		
		スポーツ心理学	2		
		スポーツ運動学	2		
		体力測定と評価	2		
		学校保健	2		
		スポーツ栄養学	2		
専門科目	応用科目	女性アスリートスポーツ論	2		
		障がいに関する理解	2		
		運動処方	2		
		スポーツ生化学	2		
		運動生理学演習	2		
	基礎科目	運動分子生物学	2		
		運動分子生物学演習	2		
		健康産業施設実習	1		
		アスレティックトレーニング概論	2		
		スポーツ傷害論Ⅰ(体幹、重篤外傷)	2		

系列	科目名	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
応用科目	アスリートサポートに関する科目	スポーツ傷害論Ⅱ(下肢、上肢)		2		
		スポーツ傷害予防論		2		
		スポーツ傷害対応論		2		
		スポーツ傷害評価演習		2		
		スポーツ傷害対応演習		2		
		検査測定評価演習		2		
		スポーツ心理学実験演習		2		
		メンタルトレーニング論		2		
		コーチング論Ⅰ		2		
		コーチング論Ⅱ		2		
	社会とスポーツに関する科目	コンディショニング論		2		
		コンディショニング実習Ⅰ		1		
		コンディショニング実習Ⅱ		1		
		リコンディショニング論		2		
		リコンディショニング実習Ⅰ		1		
		リコンディショニング実習Ⅱ		1		
		スポーツ産業学		2		
		スポーツマネジメント		2		
		地域スポーツ文化論		2		
		スポーツツーリズム論		2		
地域共創型演習・実習科目	パラスポーツ論Ⅰ		2			
	パラスポーツ論Ⅱ		2			
	野外教育論		2			
	レクリエーション論		2			
	レクリエーション演習		2			
	レクリエーション実習		1			
	健康運動演習		2			
	健康運動実習		1			
	スポーツバイオメカニクス演習		2			
	スポーツバイオメカニクス実習		1			
実技科目	スポーツ産業学演習		2			
	スポーツ産業学実習		1			
	地域スポーツフィールド演習		2			
	地域スポーツフィールド実習		1			
	スポーツ教育実践演習		2			
	スポーツ教育実践実習		1			
	保健体育科実践演習		2			
	保健体育科実践実習		1			
	メンタルトレーニング演習		2			
	資格対応科目	陸上競技		1		
水泳			1			
ゴール型球技			1			
ネット型球技			1			
ベースボール型球技			1			
エアロビックダンス			1			
野外実習(海上)			1			
野外実習(雪上)			1			
野外実習(組織キャンプ)			1			
演習科目		専門演習Ⅰ		4		
専門演習Ⅱ		4				
資格対応科目	救急対応実践論Ⅰ			2		
	救急対応実践論Ⅱ			2		
	リコンディショニング実習Ⅲ			1		
	アスレティックトレーニング現場実習Ⅰ			1		
	アスレティックトレーニング現場実習Ⅱ			1		
	アスレティックトレーニング現場実習Ⅲ			2		
アスレティックトレーニング現場実習Ⅳ			2			

(3)教職課程科目

教育職員免許状を取得しようとする者は、免許教科によって修得科目が異なるため、別表を参照し修得すること

系列	科目名	単位数	備考
教職課程科目	保健体育科教育法Ⅰ	2	教職課程科目はすべて卒業要件外である
	保健体育科教育法Ⅱ	2	
	保健体育科教育法Ⅲ	2	
	保健体育科教育法Ⅳ	2	
	体づくり運動	1	
	器械運動	1	
	武道	1	
	ダンス	1	
	教師論	2	
	教育課程論	2	
	教育原理	2	
	教育心理学	2	
	教育行政論	2	
	特別支援教育	2	
	道徳教育	2	
	教育方法論Ⅰ(ICT活用の理論と実践を含む)	2	
	教育方法論Ⅱ	2	
	生徒指導論(進路指導を含む)	2	
	教育相談Ⅰ	2	
	教育相談Ⅱ	2	
	特別活動および総合的な学習の時間	2	
	教育実習基礎講座Ⅰ	2	
	教育実習基礎講座Ⅱ	2	
	教育実習Ⅰ	2	
	教育実習Ⅱ	2	
	教職実務演習(中・高)	2	
	教職ボランティア実習	2	
	学校体験活動	2	

情報科学部情報科学科

(1)総合科目

必修科目を含み 19 単位以上修得すること。

系列	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
総合科目	人間形成と個性伸長のための科目群	周南 Well-being 創生入門	2		
		周南 Well-being 創生論	2		
		持続可能な社会とダイバーシティ		2	
		異文化コミュニケーション		2	
		教養スポーツ実習 I	1		
		教養スポーツ実習 II		1	
		健康とスポーツ		2	
		人の健康生活		1	
		健康と福祉		2	
		メンタルヘルス入門		1	
	地域を持続的発展と価値創造のための科目群	自然災害と防災		1	
		周南地域文化講座		2	
		周南地域と産業		2	
		デザインシンキング		2	
		アントレプレナーシップ入門		2	
		ソーシャルアントレプレナーシップ		2	
		ワークショップデザイン I		2	
		ワークショップデザイン II		2	
		ワークショップデザイン III		2	
		哲学		2	
	リベラルアーツ科目群	生活と経済経営		2	
		日本国憲法		2	
		社会学		2	
		中国語 I		2	
		中国語 II		2	
		韓国語 I		2	
		韓国語 II		2	
		ドイツ語 I		2	
		ドイツ語 II		2	
		教養ゼミ	2		
リテラシー科目群	アカデミックライティング		2		
	情報リテラシー		2		
	データサイエンス入門		2		
	情報倫理	2			
	Python 入門	2			
	情報社会論	2			
	総合英語中上級 I		1		
	総合英語中上級 II		1		
	コミュニケーション英語 I	1			
	コミュニケーション英語 II	1			
コミュニケーション英語 III	1				
コミュニケーション英語 IV	1				
留学英語		1			
ビジネス英会話		2			
ビジネス英作文		1			
グローバル英語		2			
キャリア形成活動 I	2				
キャリア形成活動 II		2			

(2)専門科目

情報科学部基礎領域科目から 16 単位、実践英語から 4 単位（選択必修）、演習科目から 8 単位、主プログラムから 8 単位を必修とする。また主プログラムに選択した科目群はすべて必修とし、残り 67 単位以上修得すること。

系列	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
専門科目	情報科学部基礎領域科目	情報科学概論	2		
		実社会とデータ分析	2		
		計算機概論	2		
		Python 応用	2		
		データ分析基礎	2		
		線形代数基礎		2	
		VBA プログラミング	2		
		データの可視化		2	
		企業とデータ分析		2	
		微分積分基礎		2	
		地域創生と DX	2		
		確率統計基礎		2	
		AI・機械学習基礎	2		
		Java プログラミング		2	
		言語情報学		2	
		Web アプリケーション開発		2	
		実践英語 (AI)		2	
		実践英語 (数学)		2	
		実践英語 (情報)		2	
		社会調査法		2	
	情報行動心理学		2		
	コーパス言語学		2		
	AI、コンピュータと人間		2		
	データサイエンスプログラム科目	データサイエンス概論	2		
		ニューラルネットワーク	2		
		IoT と AI	2		
		多変量解析	2		
		生体情報システム	2		
		モデリングの数理	2		
		数値解析	2		
AI・自然言語処理		2			

系列	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
専門科目	情報エンジニアリングプログラム科目	AI・推薦システム		2	
		AI・画像情報処理		2	
		質的データ分析		2	
		情報エンジニアリング概論		2	
		データベース		2	
		アルゴリズムとデータ構造		2	
		プログラミング		2	
		情報ネットワークとセキュリティ		2	
		ソフトウェア工学		2	
		コンピュータグラフィックス		2	
	組み込みシステム		2		
	ヒューマンコンピュータインタラクション		2		
	医療情報システム		2		
	モバイルコンピューティング		2		
	ビジネスアナリティクスプログラム科目	ビジネスアナリティクス概論		2	
感性情報処理			2		
最適化モデリング			2		
会計情報と経営			2		
経営と数理モデル			2		
インターネットマーケティング			2		
シミュレーション			2		
品質管理とデータ分析			2		
マーケティング・リサーチ			2		
フィンテック・ブロックチェーン			2		
金融データ解析		2			
演習科目	認知・感性とデータ分析		2		
	大規模・オープンデータ分析		2		
	生体情報分析		2		
	専門ゼミ 1			2	
	専門ゼミ 2			2	
卒業研究			4		

(4)学部横断科目

他学部で開講された専門科目を 4 単位以上修得すること。

系列	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
他学部開講科目	専門科目	マーケティング論 I		2	
		スポーツマネジメント		2	
		スポーツツーリズム論		2	
		スポーツ産業論		2	
		医療経済学		2	
		地域観光まちづくり論		2	
		地域マネジメント論		2	
保健医療と福祉		2			

(3)教職課程科目

教育職員免許状を取得しようとする者は、免許教科によって修得科目が異なるため、別表を参照し修得すること

系列	科目名	単位数	備考
教職課程科目	情報社会と職業	2	教職課程科目はすべて卒業要件外である
	情報科教育法 I	2	
	情報科教育法 II	2	
	教節論	2	
	教育課程論	2	
	教育原理	2	
	教育心理学	2	
	教育行政論	2	
	特別支援教育	2	
	教育方法論 I (ICT 活用の理論と実践を含む。)	2	
	教育方法論 II	2	
	生徒指導論 (進路指導を含む。)	2	
	教育相談 I	2	
	教育相談 II	2	
	特別活動および総合的な学習の時間	2	
	教育実習基礎講座 I	2	
	教育実習基礎講座 II	2	
	教育実習 I	2	
	教育実習 II	2	
	教職志趣演習 (中・高)	2	
学校体験活動	2		